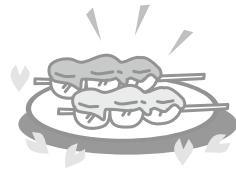


# くらしの情報

Information for Residents

- ㊤=対象、㊦=内容、㊧=人数
- ㊨=費用、㊩=申し込み
- ㊪=メール、㊫=ホームページ
- ㊬=問合せ先、㊭=問合せ先+申込先



市への郵便物は、  
〒610-0393 ○○課  
で届きます。  
時間は24時間表記です。

## お知らせ

### 軽自動車税の減免申請

市は、身体に障がいのある人などが持つ車両の軽自動車税減免申請を受け付けます。次に該当する車両に障がい者本人が所有する▼障がい者と生計を一つにする者が、主に障がい者のために継続的に使用する▼障がい者のみで構成する世帯の障がい者を常時介護する者が、主に障がい者のために継続的に使用する▼障がい者が使用するために製造・改造された▼公益事業のために使用する。減免は、障がい者1人につき車両1台に限ります。障がいの程度で、障がい者本人が所有する車両に限る場合があります。申請をせず軽自動車税の支払いや口座引き落としがあった場合は、納めた軽自動車税は返還できません。5月7日(月)～24日(金)に申請書と平成25年度軽自動車税納税通知書・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などで減免を受ける車両の自動車検査証を持参。税務課(☎64-1317)

### 国保税納付は期限までに口座振替の利用が便利

国民健康保険税は、被保険者の医療費などに充てられる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。国民健康保険税は、預貯金口座から自動振替で納めることができます。一度手続きすると翌年度以降も継続され、納め忘れがなく便利です。口座振替を希望する納付月の前月までに、次の取扱金融機関へ通帳・届出印・納税通知書か納付書を持参。申込書は市内の取扱金融機関にあります。納税通知書・納付書がない場合はお問い合わせください。市外の取扱金融機関で申し込む場合は、申込書を郵送します。▼取扱金融機関＝京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局) ●国保医療課(☎64-1332)



口座振替って便利ね!

### 府職員出前語らい 専門職員派遣

京都府は施策・福祉・環境など暮らしに身近なテーマについて、職員を派遣し説明します。●無料 ●☎で申し込み ●京都府総合案内・相談センター(☎075-414-4234)

## 健康・福祉

### 介護者交流会

4月22日(月)13時30分～15時、社会福祉センター㊤在宅で介護している人㊦交流会㊨無料㊩☎で申し込み ●社会福祉協議会(☎62-2222)

## 催し・募集

### 市民ねっと楽学塾

4月25日(休)9時30分～11時30分、社会福祉センター㊤テーマ＝「家康伊賀越え」から学ぶこと。講師＝歴史研究家の伊藤文雄さん㊦先着50人㊨無料㊩まちづくり市民ねっと京田辺 ▼河内(☎090-6753-2988) ▼吉村(☎090-5974-4533)

### 無二荘ぼたん園 一般公開

4月26日(金)～5月6日(祝)9時～17時、無二荘ぼたん園(京田辺市天王)。駐車場あり。個人庭園の一般公開。京田辺市観光案内所(☎68-2810)

### 桃竹書道会展

4月27日(土)～29日(祝)10時～17時、コミュニティホール㊤桃竹印・納税通知書か納付書を持参。申込書は市内の取扱金融機関にあります。納税通知書・納付書がない場合はお問い合わせください。市外の取扱金融機関で申し込む場合は、申込書を郵送します。▼取扱金融機関＝京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局) ●国保医療課(☎64-1332)

### 第21回青葉の集い

5月5日(祝)10時～16時、中央公民館㊤京田辺市文化協会発足50周年記念。舞台発表・展示・模擬店(15時まで) ●京田辺市文化協会(中央公民館内、☎62-2552)

### 古文書を読む会

5月11日(日)9時30分～12時、社会福祉センター㊤講師＝精華町教育委員会の中川博勝さん㊨200円 ●京田辺市郷土史会・岡山(☎63-2244)

### 岩永喜信 ギターリサイタル

5月11日(日)14時から(開場は13時30分)、重要文化財澤井家住宅㊤出演＝日本アジアギター教育協会・会長の岩永喜信さん。演目＝6つのワルツ(F. シューベルト)・バレエ組曲「恋は魔術師」(M. de ファリヤ) など㊨2,000円。高校生以下500円。㊤☎で申し込み ●澤井家住宅事務局長 亀村(☎080-6113-9312、FAX 62-0146、http://www.amati.jp/)

### 第14回市民囲碁大会

5月19日(日)9時40分から(受け付けは9時から)、中央公民館㊤市内に在住・通勤する人㊦A級(四段以上)・B級(三段～初段)・C級(1～5級)、ハンディ制。1人4局打ち㊨2,000円。高校生以下は1,500円(昼食・飲み物代を含む) ●5月13日(月)までに、はがき・㊦・FAXで申し込み ●奥田豊(〒610-0313 京田辺市三山木荒木7-7、☎FAX 62-8602)



### 河川愛護モニター募集

㊤市内に在住する20歳以上の人㊦木津川に行き、見たこと・感じたことを月1回以上報告してもらいます。期間＝7月～平成26年6月。謝礼＝4,500円。5月31日(金)までに届から申し込み ●淀川河川事務所管理課(☎072-843-2861、http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp)

## スポーツ

### 京都サンガF.C. 観戦

5月12日(日)16時から、ザスパクサツ群馬戦。西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場(京都市)㊤30組㊨無料(自由席)㊩往復はがきの往信用に、住所・氏名・㊦・希望試合を、返信用に住所・氏名を書いて4月26日(必着)までに郵送。はがき1枚につき2人まで ●京都サンガF.C.「京田辺市応援デーご招待」係(〒610-0102 城陽市久世上大谷89-1、☎55-7603)



### 市民総体

【グラウンドゴルフ】 5月19日(日)、田辺公園多目的運動広場㊤市内に在住・通勤・通学する高校生以上の人㊦京田辺市グラウンドゴルフクラブ登録者100円。未登録者300円。㊤申込書を5月3日(祝)までに持参。郵送・FAX・☎

【バレーボール男子の部】 5月19日(日)9時から、田辺中央体育館㊤市内に在住・通勤・通学する中学生以上12人以内で構成するチーム。高校生以下は3人以内㊦1チーム2,000円。バレーボール連盟未登録者を含むチームは3,000円。㊤申込書を5月3日(祝)までに持参。郵送・FAX・☎。抽選会(5月13日(月)20時から、田辺中央体育館)への参加が必要

【ソフトボール男子の部】 5月19日(日)・26日(日)9時から、田辺木津川運動公園㊤市内に在住・通勤・通学する18歳以上の人㊦1チーム1,000円。㊤申込書を5月11日(出までに持参。郵送・FAX・☎。抽選会(5月11日(出)19時から、田辺中央体育館)への参加が必要 ●NPO法人京田辺市社会体育協会事務局(田辺中央体育館内、〒610-0331 京田辺市田辺丸山19、☎29-9008、FAX 62-1534、jimmukyoku@kyotanabe-taikyo.jp)



### 府民総体

【ソフトバレーボール】 5月26日(日)9時から、田辺中央体育館㊤市内に在住・通勤・通学する人で構成する次のチーム▼成年の部＝30歳代・40歳以上が各3・4人の6～8人▼壮年の部＝40歳代・50歳以上が各3・4人の6～8人 ●京田辺市ソフトバレーボール連盟登録チーム1,000円。未登録チーム2,000円。㊤申込書を5月3日(祝)17時までに持参。郵送・FAX・☎

【グラウンドゴルフ】 6月14日(金)・23日(日)、7月12日(日)、8月9日(日)、9月1日(日)8時30分から、田辺公園多目的運動広場㊤市内に在住・通勤・通学する18歳以上の人㊦京田辺市グラウンドゴルフクラブ登録者100円。未登録者300円。㊤申込書を5月17日(金)17時までに持参。郵送・FAX・☎

●NPO法人京田辺市社会体育協会事務局(田辺中央体育館内、〒610-0331 京田辺市田辺丸山19、☎29-9008、FAX 62-1534、jimmukyoku@kyotanabe-taikyo.jp)

# 子どもを一時預かります ショートステイ新たにスタート

市は、子育て短期支援「ショートステイ」を始めます。入院・出張・育児疲れなどで、子どもの養育が一時的に困難なとき、児童福祉施設に子どもを預けることができます。対象＝市内に在住し、保護者が入院・出産・出張・育児疲れなどで一時的に保護が必要な小学生以下の児童

利用期間＝7日以内(1～6泊)  
利用料金＝1人1泊2日10,800円以内  
保護者の収入や子どもの年齢により変わります。

申込方法＝利用希望日の1週間前までに来庁してください  
申込・問合せ先＝子育て支援課(☎64-1376)



市は、中小企業者のみなさんが経営基盤・競争力を強化するため行う、下表の事業にかかる経費の一部を助成します。対象＝中小企業基本法で定める次のすべてに該当し、市税を滞納していない中小企業者

| 事業名     | 内容                                      | 対象経費                            | 限度額  |
|---------|---|---------------------------------|------|
| 新製品開発   | 新技術・製品を開発し、新規市場への参入やシェア拡大へ取り組む事業        | 原材料・設備等借入・委託・広告宣伝               | 10万円 |
| 産学連携    | 新技術・製品の実用化のため、大学・公設試験研究機関と研究・技術開発する事業   | 委託・設備等借入                        | 20万円 |
| 産業財産権取得 | 特許権・実用新案権・意匠権および商標権を出願する事業              | 出願料・弁理士等への委託                    | 20万円 |
| 展示会等出席  | 販路開拓のため展示会などに出展する事業                     | 会場借上・小間内装飾・広告宣伝・委託・梱包運搬費・旅費・人件費 | 20万円 |
| 専門家派遣   | 事業高度化・経営課題の解決などに外部専門家を招き、適切な診断・指導を受ける事業 | 謝金・旅費                           | 10万円 |

# みんなで支える国保 シリーズ④財源不足にならないために

前回は、国民健康保険の加入者の医療費が増え続けると、財源不足に陥り国保税の増税が必要になるとお知らせしました。増税を避けるには、医療費の増加を抑えなくてはなりません。そのためには、みなさんの協力が必要です。医療費を抑える最も良い方法は、被保険者のみなさんが「健康」であることです。日頃から健康維持・増進を心掛け、生活習慣を見直すことが大切です。

市は、みなさんの健康をサポートするために、次のような事業を行っています。

積極的に活用し、生活習慣の改善などに役立ててください。

### 特定健診

40歳以上の人に身体計測、血液・心電図検査などで、メタボリックシンドロームとその予備軍の人を早期に発見し、一人ひとりに合った保健指導を行っています。

### 人間ドックなどの費用助成

30歳以上の人を対象に、人間ドック・脳ドックなどの受診費用の7割を助成します。

### 見直し生活習慣

▼食事はバランスを大切に、飲酒は適量を中心にする▼日常生活の中で意識して体を動かす▼たばこが体に及ぼす影響を知り、喫煙しないようにする▼自分に合ったストレス解消法を持つ▼定期的に歯科検診を受診する

問合せ先＝国保医療課(☎64-1332)

# 中小企業の競争力UP 新製品の開発・販路開拓を支援

市は、中小企業者のみなさんが経営基盤・競争力を強化するため行う、下表の事業にかかる経費の一部を助成します。対象＝中小企業基本法で定める次のすべてに該当し、市税を滞納していない中小企業者

| 事業名     | 内容                                      | 対象経費                            | 限度額  |
|---------|---|---------------------------------|------|
| 新製品開発   | 新技術・製品を開発し、新規市場への参入やシェア拡大へ取り組む事業        | 原材料・設備等借入・委託・広告宣伝               | 10万円 |
| 産学連携    | 新技術・製品の実用化のため、大学・公設試験研究機関と研究・技術開発する事業   | 委託・設備等借入                        | 20万円 |
| 産業財産権取得 | 特許権・実用新案権・意匠権および商標権を出願する事業              | 出願料・弁理士等への委託                    | 20万円 |
| 展示会等出席  | 販路開拓のため展示会などに出展する事業                     | 会場借上・小間内装飾・広告宣伝・委託・梱包運搬費・旅費・人件費 | 20万円 |
| 専門家派遣   | 事業高度化・経営課題の解決などに外部専門家を招き、適切な診断・指導を受ける事業 | 謝金・旅費                           | 10万円 |

市は、昭和56年5月31日以前に建てられ、旧耐震基準で設計された木造住宅に対して耐震化を支援しています。災害に強いまち・京田辺を目指す。市内の住宅の耐震化を進めるため、耐震診断士の派遣や耐震改修費用の補助を行っています。屋根の軽量化や基礎の補強など、簡易な改修工事も対象です。詳しくは、お問い合わせください。

【対象者】 住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人  
【対象住宅】 市内の木造住宅で、次のすべてに該当する人  
▼延べ床面積の2分の1以上を住宅に使用している  
▼昭和56年5月31日以前に着工・完成している  
▼すでに工事着工・契約締結したものを除きます  
●耐震診断士派遣 ●耐震診断士を派遣し、住宅の現在の耐力(評点)など耐震診断結果報告書を作成し、改修のアドバイス、改修案・概算工事費などを提案します  
費用＝3千円  
募集戸数＝先着30戸  
◆耐震改修工事補助 ◆対象工事＝耐震診断の評点が原



則1.0以上になる耐震改修工事補助額＝工事費用の4分の3。上限100万円  
募集戸数＝先着40戸  
●簡易耐震改修工事補助 ●対象工事＝屋根の軽量化・壁・床・基礎の補強など  
補助額＝工事費用の4分の3。上限30万円  
募集戸数＝先着6戸  
【申込・問合せ先】 開発指導課(☎64-1341)

# 住まい・店舗をバリアフリー 工事費の2分の1を補助

市は、自宅や店舗をバリアフリー改修工事する場合、工事費用の2分の1を助成します。

【対象者】 住宅＝次のすべてに該当し、市税の滞納がない人▼本市に住民登録し、市内に居住している▼申請者および同居者に介護認定(支援)を受けている人や、高齢者・障害者住宅改修の対象者(過去に交付を受けた人を含む)がいない  
店舗＝市内に自らが営む店舗を構える中小企業者で、市税の滞納がない人  
過去に同助成を受けた人は対象になりません。

【対象施設】 住宅＝自己の居住用住宅。共同住宅の場合は、専有部分のみ  
店舗＝自己の営業用店舗。小売店・飲食店・診療所など市民が日常的に利用している  
事務所・工場・風営法第2条に規定するものを除きます。また、賃借物件は、建物所有者の承諾書

が必要で、  
【対象工事】 次のすべてに該当する工事  
▼移動の円滑化のために行う段差解消・手すりの設置などの工事で費用が50,000円(税別)以上  
▼交付決定後に着工し、平成26年3月31日(月)までに実績報告が提出できる  
なお、ほかの助成を受けている工事を除きます。  
【補助額】 工事費用の2分の1  
上限は住宅が10万円、店舗が20万円。  
【申込方法】 産業振興課か市ホームページにある申請書に必要書類を添え、持参してください  
【しめきり】 12月27日(金)  
予算額に達した場合は、受け付けを終了します。  
【申込・問合せ先】 産業振興課(☎64-1319)